

苫小牧市保育所等障がい児保育加算補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい児保育の実施に関し、私立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）に対し補助金を交付することにより、当該保育の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた保育所をいう。

2 この要綱において「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定及び第17条第1項の認可を受けた認定こども園をいう。

3 この要綱において「障がい児」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律134号）の規定による特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている児童
- (3) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号通知）による療育手帳の交付を受けている児童
- (4) 児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、心身障害者総合相談所、苫小牧市おぞら園並びに医療機関において障がいを有すると判定され、保育士の加配が必要とされた児童

(対象児童)

第3条 対象児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号及び第3号認定子どものうち、集団保育が可能で日々通所することができる障がい児とする。

(対象経費)

第4条 対象経費は、対象児童に係る保育の実施に必要な人件費等の経常的経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表に定める額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、苫小牧市保育所等障がい児保育加算補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 障がい児名簿（様式第2号）
- (2) 対象児童に係る証書、手帳の写しや診断書等

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助内容の変更等)

第8条 第7条の規定による交付決定の通知を受けた者が、補助申請額を変更しようとするときは、苫小牧市保育所等障がい児保育加算補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、別に定める日までに、苫小牧市保育所等障がい児保育加算補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障がい児名簿（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する報告があった場合において、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該報告者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を当該報告者が完了した後に交付するものとする。ただし、市長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、事業の完了前において補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 第7条の規定は、前項ただし書の規定による交付を決定した場合について準用する。

(交付の請求)

第13条 当該申請者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項ただし書の規定により事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 実績報告の内容が、交付決定の内容に適合しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

対象児童	補助額（月額）	算定方法
第 2 条第 3 項第 1 号の児童	7 9 , 5 6 0 円	補助額× 障がい児数（月初日） ×入所月数
第 2 条第 3 項第 2 号から第 4 号までの児童	上記から 6 , 0 0 0 円 を減じた額	